

障害者任免状況の公表について（令和 8 年 6 月 1 日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条第 2 項の規定に基づき、国に通報（報告）した障害者である職員の任免状況について、以下のとおり公表します。

区 分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	② 障 害 者の数	③ 実 雇 用 率	④不足数	【参考】法定雇用率
市長部局	322.5 人	8.5 人	2.64%	0.5 人	2.80%
教育委員会	64 人	2.0 人	3.13%	0.0 人	2.70%
市 全 体	421.5 人	10.5 人	2.49%	0.5 人	2.80%

- ・①欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数です。会計年度任用職員も含んでおり、短時間勤務職員（週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の職員）については、1 人の雇用をもって 0.5 人とカウントしています。
- ・②欄「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計です。厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に関する手引」に則り、重度障害者については 1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントとし、短時間勤務職員については 1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントしているため、実人数とは異なります。
- ・③欄「実雇用率」とは、 $(\text{②障害者数} / \text{①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数}) \times 100$
- ・④欄「不足数」とは、①算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じた数（1 未満の端数切り捨て）から②障害者の数を控除した数です。0.0 となることをもって法定雇用率達成となります。

※中央市は、法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、市長部局及び教育委員会に勤務する職員を合算して通報（報告）していますので、法定雇用率は市全体で 2.8%が適用されています。